

下請二法の新局面

相田 利雄・中島 康浩

はじめに（下請二法の新局面とは）

新型コロナの感染拡大から2年7カ月、下請二法（独占禁止法を補完する「下請代金法」と「下請振興法」）をめぐる最大の動きは、①燃料や半導体など原材料費高騰の価格転嫁問題、②労働者の賃金や最低賃金の引き上げを如何にして取引価格に反映させるか、という点である。

この間に、政治の舞台では、2020年8月に安倍首相が退陣して、9月に菅首相が誕生、翌21年9月には岸田首相にバトンタッチされた。首相は変わったが、「アベノミクス路線の継続」という点では大方の見方は一致している。本稿が検証する下請二法の新局面においても、指導者が変わったことによって、力の入れ具合に違いはあるものの、歴代政権が掲げた経済財政の骨太方針・労働分野の政策＝賃上げで消費拡大、物価上昇2%目標を念頭にしたものである。賃上げは財界・大企業の抵抗によって低額に抑え込まれているが、同時に、大幅な賃上げや最低賃金の引き上げ、下請取引の改善は、全労連などたたかう労働組合が強く求めてきた運動が反映したものであることを強調したい。

下請二法は、当初から守られない「ザル法」と言われてきた。しかしながら、公正取引委員会（以下、「公取委」）が主管する下請代金法は、2003年の改正で、違反した親事業者は社名を公表され、マスコミや世論から「ブラック」なイメージで見

られるようになるなど、一定の抑止効果をもつようになった。その後も、自動車業界、コンビニ業界などと毎年、重点業種を定めて指導を強めている。一方の中小企業庁（以下「中企庁」）が主管する下請振興法の「振興基準」とその中の「対価の決定方法」は、下請取引の規範（ガイドライン）を示したもので、2016年改正で最低賃金の引き上げを加味するようにと補強されたが、違反しても罰則はなく、相変わらず守られていない。

ザル法の目を塞ぎルール化するのは、改正点をアピールする運動である。原材料の高騰は避けられず、最低賃金は大幅に引き上げられる必要がある。これが下請代金に反映されない不公正な取引は、労働組合（上部団体など）が告発したり記者発表することができる。こうした運動に資するよう、下請二法をめぐる動きと新局面を整理しておきたい。

1 中小企業が直面する不公正な取引問題

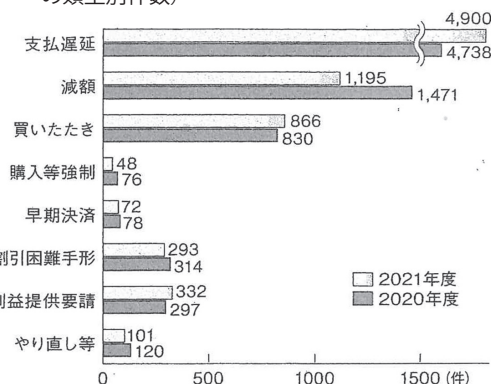
下請二法改正の動きを検証する前に、下請取引の現状の問題点を見てみよう。

① まず、下請いじめの実態である。公取委が発表する「下請法の運用状況」（2021年度）より、勧告または指導を行った下請法違反行為の類型別件数を見ると、その特徴がわかる。全体では14,011件で、うち、発注書面の交付義務など手続規定に係る違反が6,133件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反が7,878件となって

いる。とくに、被害が切実な実体規定違反の行為別件数は、「支払遅延」が最も多く4,900件（実体違反合計の62.2%）、次いで「下請代金の減額」が1,195件（同15.2%）、「買いたたき」が866件（同11.0%）となっており、この3つの違反行為が全体の9割弱を占めている（図1参照）。

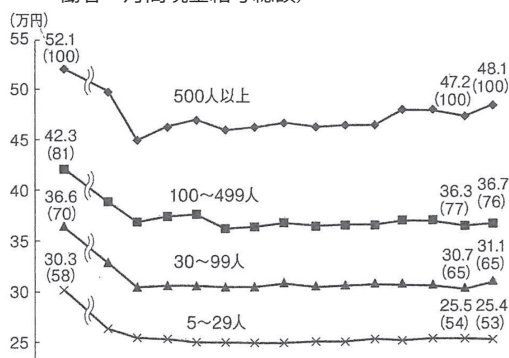
このような違反件数は「氷山の一角」と言われているが、公取委ではこうした件数の掌握とともに、新型コロナ時代の違反行為の特徴として、①買いたたきに関連するもの、②新型コロナウイルス

図1 コロナ禍で買いたたきが増加（下請法違反行為の類型別件数）



注：①この他に、受領拒否48件、返品11件、報復措置12件がある。
②手続き規定違反では、書類交付義務違反5,401件、書類保存義務違反732件がある。
資料：公正取引委員会「令和3年度における下請法の運用状況」

図2 小企業の賃金は大企業の約半分（規模別常用労働者・月間現金給与総額）



注：①1人平均月間給与総額は、時間外手当を含み、一時金などの特別に支払われた賃金（年収）を12で除した金額。
②2011年以前は「時系列比較のための推計値」である。
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」2021年版

ス感染症に関連するもの、③フリーランスに関連するもの、働き方改革に関連するものなど、下請法違反の実例を紹介して注意喚起している。

② 次に、価格の転嫁問題である。中企庁は2022年4月、2022年版「中小企業白書」を発表した。この中で、原油・石油製品の価格高騰によるコスト上昇分の価格転嫁について、「まったく転嫁できていないとする割合は全体の約7割を占める」と指摘した（吉田論文図6参照）。さらに、「コスト変動を価格転嫁できなかった際の対応」として最も多かったのは「利益の減少（対応なし）」で、約71%に上ることを紹介している。多くの中小企業が価格転嫁できず、適切な対応も取れていない実態が明らかになった。最近では、本年4月以降、企業物価指数は8.6～10.0%の高水準で推移しているのに対して、消費者物価指数は同時期に2.4～2.6%である。タイムラグはあるものの、末端の小売店や飲食店などにしわ寄せされている。

③ 以上のような下請法違反の件数と実例が示すように、親事業者（主として大企業）が優越的な地位を濫用し続けてきた結果、労働者の賃金は企業規模別に大きな格差が広がっている。厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば、大企業労働者の賃金を100とすると、5～29人の小規模事業所の労働者の賃金はわずか53である（図2参照）。

2 関係機関による下請二法改正の動き

（1）2016年の下請二法改正の特徴

公取委と中企庁は2016年12月に下請二法の運用基準を改正し、閣議決定された。主な改正点は、下請代金法では、トヨタをはじめ自動車産業などに蔓延している「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」などを違反行為事例に追加したこと。さらに、自動車に加えて、大型店、

貨物運輸、建設業、アニメ産業などをターゲットに違反行為事例を大幅に増やした。実効性を図るため、業種別ガイドラインの改定、自主行動計画の策定、下請Gメンの訪問調査などを実施することとした。

一方の下請振興法では、振興基準の「対価の決定方法」の中に、「最低賃金の引上げなどを加味して…決定すること」が初めて明記された。但し、最賃引き上げなどの労務費上昇分の単価引き上げを求めたものではなく、「協議すること」を求めたものである。

(2) コロナ禍で下請二法をめぐる関係省庁の対応

① 経済産業省はいち早く2020年の2月14日、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請等中小企業との取引に関する配慮について」と題する通達を、親会社である関係事業者団体に発出した。その内容は、第1に、新型コロナの発生に伴って親事業者は、下請事業者に対して、①通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないように、十分に留意することとした。また第2に、新型コロナの影響を受けた下請事業者が事業活動を維持し、又は今後再開させる場合には、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮することを求めた。

② 公取委は2021年9月8日、新たな地域最賃の発効を前に、下請二法の周知と、中小企業への不当なしわ寄せ防止のための実行計画をまとめた。公取委の実行計画では、政府が「価格交渉促進月間」に指定した9月以降、下請事業者を対象にした相談窓口の設置や、定期調査での「最賃引上げを含む労務費や原材料上昇の影響に関する追

加調査」、買いたたきの多い業種への調査拡大などを順次行い、法違反には「厳正に対処していく」とした。また、下請事業者が、最賃引き上げによる人件費上昇分を価格に反映するよう求めているのに、発注元が一方的に単価を据え置いて発注することは「買いたたきに該当するおそれがある」として、公取委は疑義応答集などで明示している。

③ 関係省庁の新対応に連動して、中企庁は2022年7月29日、下請振興法の「振興基準」を新型コロナやウクライナ対応に改定した。改定による主な新規追加事項（親事業者の取組内容）はつぎのとおりである。

1) 価格交渉・価格転嫁＝①毎年9月及び3月の「価格交渉推進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと。②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者から申出があった場合、遅滞なく協議を行うこと。③下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること。

2) 支払方法・約束手形＝①下請代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと。②令和8（2026）年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、現金支払いを行うこと。

3) パートナースhip構築宣言＝①パートナーシップ構築宣言（後述）を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること。

4) 知的取引・その他＝①下請事業者の秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しないこと。②下請事業者の直接的な利益に十分配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協賛金、協力金等を要請しないこと。③取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと。

(3) パートナリシップ構築宣言について

新型コロナの影響が長引く中で、経済産業省は2020年5月18日、取引条件の「しわ寄せ」が懸念されるとして、経団連会長、日商会長、連合会長及び関係大臣が協議して、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで合意した。これは、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築するというものである。

この内容の第1は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携が謳われている。第2に、「振興基準」の遵守である。具体的項目は、①価格決定方法、②型管理などのコスト負担、③手形などの支払条件、④知的財産・ノウハウ、⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ、などである。第3に、その他として、任意に記載する事項を記述するようになっている。最後に、同意する企業名と代表者名を列記して、宣言のPDF版を作成する。これを、全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに登録し、公開するというもの。

2022年8月5日現在、同宣言企業数は12,200社まで拡大してきたが、うち大企業は820社（宣言数の6.7%）にすぎない。参加すらしない大企業が多い。ここがネックになっている。

3 まとめに代えて

以上のように、下請二法はこの間の新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻という国際的な大障害のもとで、公取委、中企庁はじめ関係省庁が対応策を模索してきた。

ここに紹介した文言を追っていくと、“原材料価格の高騰や、賃上げ、最低賃金の引き上げを取引価格に反映させようとする”大きな改正に見える。しかし、冒頭に紹介したように、下請二法は元々「ザル法」と言われ続けてきた。何故かと言えば、必要な罰則規定がないこと、体制も予算も少ないこと、国の法制度そのものが中小企業が主人公になっていないことである。

したがって、今次下請二法の改正内容を、真に実効あるものにするには、たたかう労働組合や自覚的な中小企業団体の運動が不可欠である。これまでも、全労連や全商連、中同協などがシンポジウムを開催して前進面を共有し、政策立案をすすめてきた。また、中小企業や地域経済、関係労働者の切実な声や実態調査にもとづいて、国会や関係行政機関に要望、懇談、交渉してきた。時には労使共同の運動も展開された。こうした積極面を発展させて、改正下請二法をおおいに活用することを期待したい。

（あいだ としお・法政大学名誉教授）

（なかじま やすひろ・労働総研理事）